

「改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会」

主催：（一社）福井県建築士会・（公社）日本建築士会連合会

平成29年4月に121年ぶりと言われる大改正となった改正民法が公布され、令和2年4月に施行される改正民法が建築士業務に与える影響等について、現時点で想定される問題とそれらへの対応、今後の見通し等についての解説説明会（DVD講習）を開催いたします。

今回の改正内容を理解するためにも受講されることをお勧めします。

（CPD 2単位予定）

1. 開催日時：令和元年10月16日（水）13：30～16：00（予定） 受付 13：00～

2. 会場：福井県中小企業産業大学校 特別教室 福井市下六条町16-15

3. 定員：定員60名（定員に達し次第締め切ります。）

4. 講習形態：DVDによる講習

申込締切 10月8日（火）

講義内容	講師
講義1 改正民法について	大森有理 日本建築士会連合会 契約約款等部会委員 大森法律事務所 所属弁護士
講義2 改正民法が設計監理契約に与える影響	後藤伸一 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会副委員長 日本建築士会連合会契約約款等部会部会長 明治大学大学院 客員教授
講義3 改正民法が工事請負契約に与える影響	川崎 修一 四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会委員 株式会社川崎建築計画事務所 代表取締役

5. 受講料： 建築士会正会員・賛助会員 3,000円 非会員 5,000円

6. 申込方法：

【申込書の作成】裏面申込書に記入のうえ、受講料を振込先にお振込みいただき、払込票を貼付し、福井県建築士会へお申込み（FAX0776-24-9570）下さい。

【受講票の受領】受付後、建築士会からFAXにてお送りいたします。

受講票は講習会当日ご持参の上、受付にご提示ください。

7. 問合せ先：（一社）福井県建築士会 〒910-0854 福井市御幸3-10-15

TEL0776-24-8781 FAX0776-24-9570 E-Mail info@fukuiken-kenchikushikai.or.jp

【受講申込書・受講票】

「改正民法が建築士業務に与える影響等に関する説明会」

必要事項をご記入の上、(一社)福井県建築士会へFAX送信願います。

FAX 0776-24-9570

申込日 月 日

太枠内をご記入ください

申込者氏名		受付番号	事務局記入欄
勤務先		建築士会 CPD 番号	
所属支部	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員	支部 支部	<input type="checkbox"/> 非会員
受講票の送付先	※住所	〒	
※は必ずご記入ください	※電話番号	—	—
	※FAX 番号	—	—

<受講料振込先>

北陸銀行 福井東支店 普通預金 2604491

【口座名義】(一社)福井県建築士会

会長 歌門敬二 (かもんけいじ)

(振込手数料は各自ご負担願います)

※受付番号のついたものが、受講券となります。

当日忘れずにご持参ください。

※この申込書に記載された個人情報は、講習会以外の目的には使用いたしません。

受講料払込明細票 貼付欄

この枠内に、受講料をお振込いただきました 金融機関の「ご利用明細票等 (コピー可)」を全面的りづけしてください。添付欄にはみ出る場合は別紙にて送付してください。